

(様式1) <b>平成19年度 事務事業評価表</b>						
記入年月日	平成19年4月2日		記入者		連絡先	5622
平成18年度部名	保健所		課名	中央保健センター		課長名 鈴木 豊子
平成19年度部名	保健所		課名	健康企画課		課長名 川上 宏
事務事業名	特定不妊治療費助成事業					
予算上の事務事業名	特定不妊治療費助成事業					
1 総合計画における位置づけ				施策コード	12220	
基本目標	「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして					
政策名	第2章 生涯にわたる健康づくりを進めます					
基本施策名	第2節 市民健康づくりの推進					
施策名	第2施策 保健サービスの充実					
2 実施根拠及び関連法令・条例・規則・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（厚生労働省）</li> <li>・相模原市特定不妊治療費助成事業実施要綱</li> </ul>					
3 個別計画の概要	概要					
計画名						
計画年次		年度～		年度		
4 事業形態の区分	助成(給付・補助・貸付)			5 事業開始年度	平成16年度	
6 事業概要	(1) 事業の目的(何のために行うのか、またはもたらしたい成果) 不妊治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定の不妊治療に要する費用の一部を助成する。					
	(2) 対象(誰、何) ・市内在住で、特定不妊治療を行っている夫婦 ・配偶者間の体外受精及び顕微授精 ・夫婦の所得合計額が730万円未満					
	(3) 平成18年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。 相模原市特定不妊治療費助成事業実施要綱により、特定不妊治療に要した費用に対して、1年度あたり10万円を限度に助成。 平成18年度助成件数 190件 19,045,000円(決算見込) * なお、平成19年度より下記のとおり変更 ・助成内容 1回の治療あたり10万円まで、年度2回を限度に助成 ・所得要件 夫婦の所得合計額が730万円未満(平成18年度まで650万円)					
7 関連事業・類似事業又は他市の状況	都道府県・政令指定都市・中核市で実施					
8 事業費の推移	〔単位：千円〕					
年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業費	7,110	15,441	19,045	36,032	36,032	
一般財源	4,597	9,427	9,545	18,013	18,013	
受益者負担金	0	0	0	0	0	
その他の特定財源	2,513	6,014	9,500	18,019	18,019	
人件費の合計	1,614	1,610	1,610	2,576	2,576	
事業コスト合計	8,724	17,051	20,655	38,608	38,608	
9 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率						
事業名 (主たる事業名)	特定不妊治療費助成事業			対象名称 と単位	特定不妊治療費助成件数	
年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業コスト(主たる事業)	8,724	17,051	20,655	25,125	25,125	
対 象 数	73	159	190	353	353	
単位あたり経費(円)	119,507	107,239	108,711	71,176	71,176	
前 年 度 比		0.90	1.01	0.65	1.00	

10 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	助成決定件数	指標式と指標の説明		申請者に対し、助成決定を行った件数	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	73.0	159.0	190.0		
目標	74.0	159.0	190.0	353.0	353.0
目標達成度（%）	98.6	100.0	100.0		
11 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	申請者に対する助成率	指標式と指標の説明		助成件数 / 請求件数	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	73.0	159.0	190.0		
目標	74.0	159.0	190.0	353.0	353.0
目標達成度（%）	98.6	100.0	100.0		
12 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A: 妥当である・B: 妥当性に課題がある・C: 妥当でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A: 有効である・B: 有効性を高める余地がある・C: 有効でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A: 効率が良い・B: 効率性を高める余地がある・C: 効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・再任用や非常勤職員などを活用しても、これ以上のコスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力または市民協働の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、市民協働により推進する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部に民間委託を導入しているが、さらに民間委託を導入しても効果が見込めない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・市で実施する方が民間委託等をするより適している。			
13 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
	[ ] : 良好な状態を維持する事業				
	[ ] : 概ね良好な状況である事業				
	[ ] : 見直しを行う必要がある事業				
	[ ] : 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課長による評価（今後の方向性）			(3) 事業所管課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		国の要綱に基づき、的確に実施できている。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
14 成果向上及び効率性を高めるための方策			15 課題として認識されたこと		
平成19年度から所得要件の緩和及び助成内容の拡充がされたため広報に努める。また申請窓口の職員に対し研修を行い、知識の徹底を図る。			広く周知するための広報のあり方の検討および、申請窓口職員の職員に対する研修などの実施		
16 二次評価					
(1) 局内評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			